

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～保険料率の見直し～

### □ 保険料の軽減

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます

①均等割の軽減 世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	⇒	平成26年度 軽減後均等割額	前年度との 比較
33万円かつ被保険者全員が所得0 (年金収入のみの場合受給額80万円以下)	9割軽減	⇒	5,147円	約400円増
33万円	8.5割軽減	⇒	7,720円	約600円増
33万円+(24万5,000円×世帯の被保険者数)	5割軽減	⇒	25,736円	約1,900円増
33万円+(45万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	⇒	41,177円	約3,000円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

### □ 年間保険料額の例

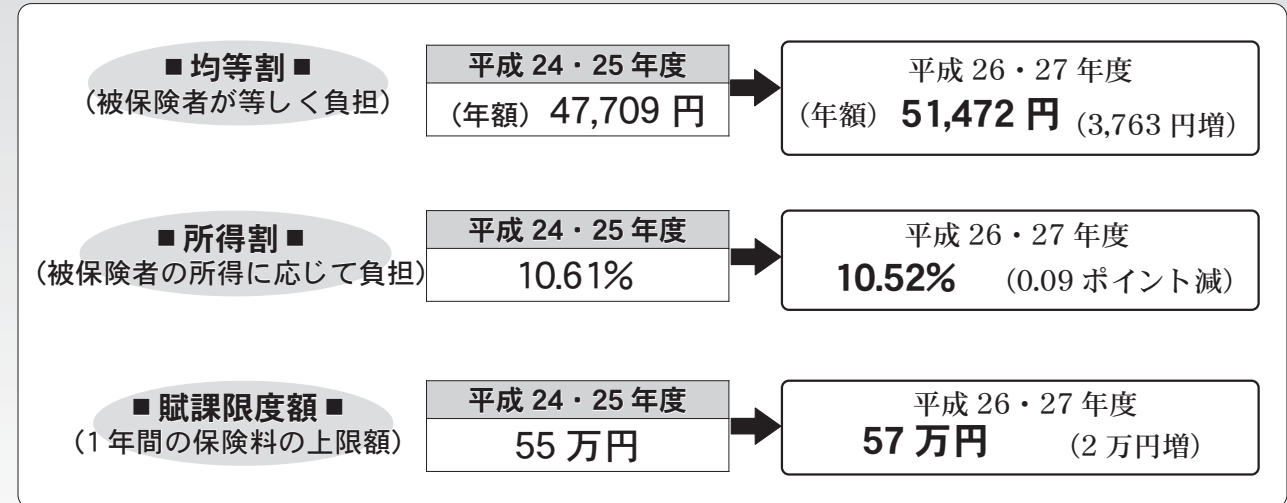
● 単身世帯の場合

● 夫婦二人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成26年度	前年度比	夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成26年度	前年度比
80万円	9割	—	5,100円	400円増	80万円	夫妻	9割	—	5,100円	400円増
153万円	8.5割	—	7,700円	600円増	153万円	夫妻	8.5割	—	7,700円	600円増
168万円	8.5割	5割	15,600円	500円増	168万円	夫妻	8.5割	5割	15,600円	500円増
192.5万円	5割	5割	46,500円	12,600円減	211万円	夫妻	5割	5割	56,200円	12,700円減
203万円	2割	5割	67,400円	2,800円増	217万円	夫妻	5割	—	25,700円	12,400円減
211万円	2割	5割	71,600円	6,800円減	238万円	夫妻	2割	—	130,500円	2,200円増
213万円	2割	—	104,200円	7,100円減	258万円	夫妻	2割	—	41,100円	3,000円増
214万円	—	—	115,600円	3,200円増	259万円	夫妻	—	—	151,600円	7,500円減
									41,100円	6,600円減
									162,900円	2,800円増
									51,400円	3,700円増

### □ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成26年・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。



### □ 均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成25年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(24万5,000円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません
2割軽減	33万円+(35万円×世帯の被保険者数)



平成26年度から

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(24万5,000円×世帯の被保険者数) ※単身世帯の方も該当になります
2割軽減	33万円+(45万円×世帯の被保険者数)

### 保険料の計算方法(平成26年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \mathbf{51,472円} \\ \hline \text{(一人当たりの額)} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割 (加入者の所得に応じた額)} \\ \hline \text{(所得-33万円)} \times \mathbf{10.52\%} \\ \hline \text{(所得=平成25年中)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \mathbf{1年間の保険料} \\ \hline \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

平成26年度の個人の保険料額は、7月に個別にお知らせします

■ 問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)

福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)